

長崎県漁業調整規則の一部改正の概要について

【改正の内容】

1 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

- 上記法律が令和6年6月26日に公布され、漁業法第52条第3項に通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等が新たに規定されたため、当該条項を漁業調整規則にも反映させるもの。
- なお、罰則については、規則ではなく漁業法第195条第3号で規定されている。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

- 規則第58条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

3 文言修正

- 規則第58条、第59条が違反行為者のみを対象とする罰則であることを明確化し、規則第60条*の両罰規定との整理を行う。

※第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第58条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する